

パブリックコメント意見・市の考え方について

意見 番号		ご意見・ご提言	市の考え方
1	1	・年少人口が多い長久手市において、こどもの権利を大切にすること、こどもの個性・判断・意見を無碍にしないことは、子どもの自己肯定感の形成や自信に繋がると思われ、将来に向けて非常に意味のあることだと感じた	こどもの権利を尊重することが、こどもの自信や自己肯定感につながるというご意見について、重要な視点であると認識しています。今後も、こどもの声を大切にしまちづくりを進めてまいります。
1	2	・この取り組みは大人がその権利を大切にする姿勢がベースとなりこどもの権利が守られると思うので、大人側へのアプローチ、協力・理解が必要不可欠だと感じた するために、大人が子どもの頃に感じたモヤモヤを書いてもらうという活動のような、自分ごととして考える機会が重要だと感じた そうでなければ受け入れられないものになって終わってしまう可能性が高い	こどもの権利に関する取組を進める上では、おとな自身がこども時代を振り返りながら考える機会を持つことも大切であると考えています。これまで実施してきた「こどもの権利モヤッと探し」の事例を生かしつつ、いただいたご意見を参考とし、条例の理解促進につながる取組を検討してまいります。
1	3	・子どもの意見からはヤングケアラーの現状や、虐待などの情報が浮かび上がる可能性があるのではないかと思います、子どもの意見を注視する必要がある	本条例（案）第11条「学校等施設関係者の役割」では、こどもが相談しやすい雰囲気づくりに努めるとしています。また、本条例（案）第17条「相談体制の整備」では、こども自身の悩みやこどもの権利侵害について、安心して相談できる体制を整備するとしています。こどもの意見を丁寧に聴くことは、こどもの置かれている状況や困りごとに気づききっかけになると考えています。

意見 番号		ご意見・ご提言	市の考え方
1	4	・権利や選択、表現の自由とともに、行動には責任が伴うことも視野に入れて教えていくことが大切ではないかと思う	本条例（案）第9条では「こどもの役割」として、自分の権利を正しく理解するとともに、ほかの人にも権利があることを認識し、いじめや差別をしない等、ほかの人の権利も尊重するよう努めること、発達に応じた責任ある行動をするよう努めることとしています。自身の権利とともに、他者を尊重しながら行動する大切さについても、重要な視点であると考えています。こどもが安心して成長できる環境づくりにつながるよう、ご意見について、今後の参考とさせていただきます。
1	5	・条例ができてからも、定期的に見直しや改善点を話し合いながら出来上がっていくものであればいいと思う	条例制定後につきましても、社会状況やこどもを取り巻く環境の変化を踏まえながら、必要な見直しをしていきます。
1	6	・子どもの自分らしさが認められて、チャレンジを後押ししてもらえるような家庭、街であればいいと思う	本条例（案）第1条「目的及び基本理念」では、こども自身が自分の意見を自由に表明することができ、その意見が一人ひとりの発達に応じて尊重されること、第5条「豊かに育つ権利」では、夢を持ち、挑戦すること、失敗しても再び挑戦することが保障されることとしています。こども一人ひとりの個性や思いが尊重され、挑戦できる環境づくりは重要であると考えています。ご意見について、今後の参考とさせていただきます。
2	1	誰もが仲良く協力する権利	本条例（案）第5条「豊かに育つ権利」では、遊んだり、学んだり、多様な人たちとふれあうことが保障されることとしています。また、仲良くするためには、相手の意見を尊重し、協力することも大切です。第1条「目的及び基本理念」第2項(2)では、こども自身が自分の意見を自由に表明ことができ、その意見が一人ひとりの発達に応じて尊重されることを基本理念とし、第7条「参加する権利」では、仲間をつくり、集うことが保障されることとしています。

意見 番号	ご意見・ご提言	市の考え方
3 1	<p>独立救済機関「長久手市こどもの権利擁護委員」(仮称)の設置について 第18条を全面改訂し、おおむね次の内容を盛り込むことを提案いたします。</p> <p>(1)「長久手市こどもの権利擁護委員」(以下「擁護委員」)を地方自治法第138条の4第3項に基づく市長の附属機関として設置すること</p> <p>(2)擁護委員は、こどもの権利問題に識見を有する弁護士、教育・福祉の専門家、社会的養護経験者等から3名以内とし、任期2年、連続再任6年を上限とすること</p> <p>(3)擁護委員は、こどもの権利侵害に関する相談・申立てを受け付けるほか、職権により調査を開始することができること</p> <p>(4)擁護委員は、関係機関に対し資料提出、関係者の出頭、説明を求めることができること</p> <p>(5)擁護委員は、必要に応じて市の機関に対し是正勧告および制度改善の意見表明を行い、その結果を公表することができること</p> <p>(6)擁護委員の活動を補助するため、調査相談専門員および事務局を置くこと</p> <p>(7)擁護委員は、毎年活動状況を市長に報告し、公表すること</p> <p>(8)市内の児童福祉施設、学校、その他のこどもが利用する施設に対し、擁護委員へのアクセスを保障する旨を周知すること</p>	<p>こどもの権利侵害に対する相談対応や救済の重要性につきましては、本市としても認識しており、本条例(案)第17条「相談体制の整備」では、こども自身の悩みやこどもの権利侵害について、安心して相談できる体制を整備するとし、第18条「権利侵害からの救済」では、権利侵害を受けたこどもを救済するため、必要な支援を行うとしています。</p> <p>条例制定後の取組として、こどもに寄り添って相談に対応する相談員の配置及びこどもの権利侵害に対して救済に向けた支援をするための弁護士等の外部の専門家の活用についても検討しております。</p> <p>一方で、まずはこどもの権利に関する基本理念や各主体の役割を明らかにし、市全体で共通理解を図ることを主眼としているため、独立救済機関の設置について条例に規定することは予定しておりません。</p>
3 2	<p>児童福祉施設等におけるこどもの権利保障について</p> <p>(1)第11条「学校等施設関係者の役割」への追加 次の各号の追加を提案いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体罰、暴言、その他の品位を傷つける扱いを行わないこと。 ・こどもが、施設外の相談・救済の窓口自由にアクセスできる環境を整備すること。 ・施設の運営に関するルールの策定および見直しに、こどもの意見が反映されるよう努めること。 <p>(2)第15条「こどもに関わる人への支援」への追加 次の項の追加を提案いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、児童福祉施設等の従事者がこどもの権利侵害を発見し、またはその疑いを認めた場合に、これを通報することができる窓口を設置するとともに、通報したことを理由とする不利益な取扱いから当該従事者を保護する仕組みを整備するものとする。 <p>(3)第18条「権利侵害からの救済」への追加(意見書第1で提案する独立救済機関と連動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立救済機関は、市内の児童福祉施設その他のこどもが利用する施設を定期的に訪問し、入所児童または通所児童と直接面談する権限を有すること。 ・市内の児童福祉施設は、入所児童に対し、本条例の内容および独立救済機関へのアクセス方法を、その発達に応じた分かりやすい形で説明するものとする。 	<p>児童福祉施設等におけるこどもの権利保障について、本条例(案)第11条「学校等施設関係者の役割」では、こどもが相談しやすい雰囲気づくりや、困難を抱えるこどもの早期発見・支援等に努めるとしています。また、第17条「相談体制の整備」では、こども自身の悩みやこどもの権利侵害について、安心して相談できる体制を整備するとしています。さらに第20条「意見表明」では、こどもが利用する施設、こどもが参加する行事等において、こどもが意見を表明できる機会を設けるよう努めるとしています。</p> <p>ご提案いただきました施設内での権利保障や相談窓口へのアクセス等につきましては、重要な視点であると認識しておりますが、本条例(案)では、個別具体的に児童福祉施設等の運営基準を定めるのではなく、こどもに関わるすべての施設について基本理念や方向性を示すものとして整理しております。</p>

意見 番号	ご意見・ご提言	市の考え方
3 3	<p>居場所づくりと子ども食堂について 第19条を次のように補強することを提案いたします。</p> <p>(1) 第1項として現行条文を維持。</p> <p>(2) 「市は、前項の居場所づくりにあたり、食事提供、学習支援、遊び、相談、乳幼児親子の交流、異文化交流など、多様な機能の居場所を整備するよう努めるものとする。」を第2項として追加。</p> <p>(3) 「市は、市内の子ども食堂、無料塾、地域共生ステーションその他の民間および地域団体が運営する居場所に対し、運営費補助、会場提供、ボランティア育成等の支援を行うとともに、関係団体相互の連携を促進するものとする。」を第3項として追加。</p> <p>(4) 「市は、市内の各小学校区において、少なくとも一か所のこどもの居場所が確保されるよう努めるものとする。」を第4項として追加。</p> <p>(5) 「市は、居場所が異文化交流および多世代交流の機会となるよう、市内の高等教育機関、国際交流団体その他の関係団体との連携に努めるものとする。」を第5項として追加。</p> <p>(6) 「市は、居場所に関する情報を、子どもおよび保護者に多様な手段で周知するとともに、最も支援を必要とする子どもに情報が届くよう、関係機関と連携してアウトリーチに努めるものとする。多言語による情報提供についても配慮する。」を第6項として追加。</p>	<p>こどもの居場所については、大人が決めるのではなく、子どもにとっての居場所はどこかを本市の子どもと一緒に話し合い、大人はそれをサポートしていく考えです。</p> <p>一方で、子ども食堂をはじめとする地域の居場所は、子どもたちが安心して過ごし、多様な人と関わることができる大切な場であると認識しておりますので、条例制定後も、こどもの声を聴きつつ、市内で活動する団体等と連携しながら、こどもの居場所づくりに取り組んでまいります。</p>
3 4	<p>マイノリティ・特別な配慮を要する子どもへの配慮の具体化について 第2章「こどもの大切な権利」の章末、または第3章末に、新章「特に配慮を要する子どもへの配慮」(仮称)を設け、概ね次の6条を新設することを提案いたします。</p> <p>(1) 「市、保護者、学校等施設関係者および市民は、社会的養護下の子どもに対し、家庭養育原則を踏まえつつ、その意見表明権、外部相談へのアクセス権、生活ルールの形成への参加権の保障に努めるものとする。」</p> <p>(2) 「市は、障害のある子どもに対し、その障害の特性に応じた合理的配慮を提供するとともに、本人および保護者の意向を尊重した支援を行うものとする。」</p> <p>(3) 「市は、外国にルーツのある子どもに対し、在留資格にかかわらず、本条例に定めるこどもの権利を保障する。市は、これらの子どもが母語による相談および情報提供を受けられる環境の整備に努めるとともに、日本語学習および文化的背景の尊重に必要な支援を行うものとする。」</p> <p>(4) 「市、学校等施設関係者および市民は、性的指向および性自認に関するこどもの自己決定を尊重し、これらに基づく差別または不利益が生じないよう配慮するものとする。」</p> <p>(5) 「市は、家族の介護、看護、家事その他の日常的なケアを担うことにより学習、余暇または健康に支障が生じている子ども(いわゆるヤングケアラー)の早期発見と支援に努めるものとする。」</p> <p>(6) 「市は、ひとり親家庭、貧困家庭その他の困難を抱える家庭の子どもに対し、必要な支援を継続的に行うとともに、当該支援が子どもに不利益や偏見をもたらさないよう配慮するものとする。」</p>	<p>マイノリティ・特別な配慮を要する子どもへの配慮の具体化について、本条例(案)は、すべてのこどもの権利保障を基本理念としており、特定の属性ごとに条文を設ける構成とはしていませんが、第13条「市の責務」(2)では、社会的養護その他の様々な状況のもとにある子どもに配慮することとしており、いただいたご提案につきましては、子どもに関する施策の参考とさせていただきます。</p> <p>また、令和7年度に「こどもの意識に関するヒアリング」を実施し、日本語が母国語でない子ども及び児童養護施設で生活する子どもの他、市内で子どもへの支援に関わる大人へのヒアリングを実施しましたが、こどもの状況や背景は多様であり、それぞれに応じた支援が重要であると認識しておりますので、条例に詳細を定めることは考えていません。</p>

意見 番号	ご意見・ご提言	市の考え方
3 5	<p>多言語・多文化対応について</p> <p>(1) 第14条「理解促進」への追加 ・「市は、こどもの権利についての普及啓発資料を、やさしい日本語および市内に居住するこどもの母語に応じた多言語で作成するものとする。」</p> <p>(2) 第17条「相談体制の整備」への追加 ・「市は、第1項の相談体制の整備にあたり、外国にルーツを持つこども、その保護者および施設職員が、母語または希望する言語で相談できる仕組み(通訳の派遣、電話通訳サービス、デジタル翻訳ツールの活用等)を整備するものとする。」</p> <p>(3) 第23条「普及啓発」への追加 ・「市は、本条例の内容を、やさしい日本語版および主要な多言語版として作成し、市内の学校、児童福祉施設、保育所、認定こども園、地域共生ステーション、こども食堂その他のこどもが利用する場所において周知するものとする。」 ・「市は、こどもが理解しやすいよう、本条例のこども版(イラストおよび平易な表現を用いた解説資料)を、こども会議委員等の参画のもとに作成するものとする。」</p> <p>(4) 第13条第2項「市の責務」への追加 ・「市は、外国にルーツを持つこどもに対し、在留資格に関わらず、本条例に定めるこどもの権利を保障する。」</p>	<p>多言語・多文化対応について、本条例（案）はすべてのこどもの権利保障を基本理念としており、第3条「安全と安心が守られる権利」(7)では、個性や環境に応じた支援を受けられることが保障されるとしています。まずは基本理念や方向性を示す内容として整理しているため、具体的な実施方法については今後の施策の中で検討してまいります。</p>
3 6	<p>こどもの意見表明権・参加権の制度化について</p> <p>(1) 第20条への第2項追加 ・「市は、市が設置するこどもに関わる審議会、委員会その他の合議制の機関の構成員に、こどもを含むよう努めるものとする。」</p> <p>(2) 第22条への第2項追加 ・「市は、前項の計画の策定および見直しにあたっては、こども会議その他の方法によりこどもの意見を聴くとともに、これをどのように反映したか、または反映しなかった理由を、こどもに分かりやすい形で公表するものとする。」</p> <p>(3) 第22条への第3項として「こども会議の常設」規定の追加 ・「市は、こどもの意見を継続的に聴くため、こどもを構成員とする会議体(こども会議)を常設するものとする。こども会議の構成、運営その他必要な事項は、規則で定める。」</p>	<p>こどもの意見表明や参加については、本条例（案）第7条「参加する権利」、第8条「意見を表明する権利」、第20条「意見表明」で示しています。本条例（案）の策定にあたり実施した「こども会議」では、こどもたちから貴重な意見をいただいております。本市としても、こどもの意見を聴くことの重要性を改めて認識し、条例制定後におきましても、継続して「こども会議」を開催し、こどもたちの声を聴く機会を設けていく予定としております。</p> <p>いただいたご提案につきましては、今後のこどもの参画のあり方を検討する上で参考とさせていただきます。</p>

意見 番号	ご意見・ご提言	市の考え方
3 7	<p>条例の具体性と実効性の確保について</p> <p>(1) 第22条「子どもに関する計画の策定」への追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2項として「前項の計画には、施策の目標、達成期限、必要な予算規模、責任部署を明記するものとする。」 ・第3項として「市は、計画の策定および見直しにあたり、子ども、保護者、学校等施設関係者、社会的養護経験者、外国にルーツを持つ子どもおよびその保護者、障害のある子どもおよびその保護者その他の当事者の参画を確保するものとする。」 <p>(2) 第23条「普及啓発」の後に新条として「検証および年次報告」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市は、本条例に基づく子どもの権利の保障の状況を継続的に検証するため、長久手市子どもの権利委員会(仮称)を置く。」 ・「市は、毎年、本条例の実施状況、子どもの権利に関する施策の進捗状況、相談および権利侵害からの救済の状況等を取りまとめた報告書(子どもの権利白書)を作成し、議会に報告するとともに、公表するものとする。」 <p>(3) 附則への追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市は、社会情勢の変化、子どもの権利に関する国際的および国内的な動向、本条例の運用状況等を踏まえ、この条例の施行後5年以内に必要な見直しを行うものとする。」 	<p>条例の具体性と実効性の確保について、本市では、条例制定をゴールとするのではなく、条例の理念を踏まえた施策を継続的に推進していくことが重要であると考えております。</p> <p>条例制定後につきましても、子ども会議等を通じて、子どもや関係者の声を伺いながら、継続的な取組の推進に努め、子どもに関する施策の実施状況について、定期的に公表していく考えです。</p> <p>また、子どもに関する計画を改訂する際には、本条例に基づく施策の内容を確認するとともに、社会状況や子どもを取り巻く環境の変化を踏まえながら、必要な見直しをしていきます。</p> <p>なお、本条例につきましては、まずは基本的な考え方や方向性を示す内容として整理しています。</p>